

答 申 第 2 6 号
平成 3 1 年 2 月 7 日

高崎市監査委員 様

高崎市情報公開審査会
会長 阿部 圭司

高崎市情報公開条例第 1 9 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

平成 3 0 年 3 月 7 日付けで諮問のありました下記審査請求について、別紙のとおり
答申します。

記

諮問番号：諮問第 2 8 号

平成 2 9 年 9 月 2 0 日付け（第 1 7 2 - 5 号）「行政文書不存在通知」に係る審査
請求

別紙

諮問番号：諮問第28号

答申番号：答申第26号

答 申 書

第1 審査会の結論

高崎市監査委員が行った決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書公開請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、高崎市情報公開条例（平成14年高崎市条例第42号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、高崎市監査委員（以下「実施機関」という。）に対して、平成29年9月6日付けで「平成28年（行ウ）第7号不当利得等請求住民訴訟事件 被告 高崎市長 準備書面（2）（以下「住民訴訟準備書面」という。）」に関して、「施設サービスにおいて、既に介護認定が下りている者は、入所当日からは、基本的に何に基づきサービスを提供するのか分かる情報」という内容の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成29年9月20日に、本件請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、行政文書不存在通知（以下「本件処分」という。）を行い、不存在の理由を次のとおり付して請求人に通知した。

（不存在の理由）

請求内容が分かる行政文書を作成及び取得していないため、不存在。

3 審査請求

請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、本件処分を不服として、実施機関に対し平成29年11月15日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、平成29年12月28日付けで弁明書を請求人に送付した。

5 諮問

実施機関は、条例第19条第1項の規定に基づき、高崎市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、平成30年3月7日付けで本件審査請求事案の諮問を行った。

6 意見書の提出

請求人は、条例第24条第1項の規定に基づき、審査会に対し、平成30年3月26日付けで意見書を提出した。

第3 争点

本件行政文書を不存在とした実施機関の決定は妥当であるか。

第4 争点に対する当事者の主張

1 請求人の主張要旨

請求人は、審査請求書及び意見書において、おおむね次のように主張している。

- (1) 本件情報については、高崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する条例（高崎市条例第45号。以下「老健施設条例」という。）に規定されている。実施機関は本件処分を取り消し公開する義務がある。
- (2) 請求人が求めた情報は、住民訴訟準備書面3頁（2）に記載されている。高崎市の行政文書として存在しているにもかかわらず「不存在」とした本件処分は極めて不当な処分である。

2 実施機関の主張要旨

実施機関は、弁明書並びに平成30年3月29日及び同年11月15日の当審査会における説明において、おおむね次のように主張している。

- (1) 本件請求は、市長と監査委員とを混同したものとも認められるが、意見書にも記載のあるとおり、請求人は監査委員からの公開を希望していたため、市長部局と移送のための協議は行わず、実施機関において本件処分を行ったものである。
- (2) 請求人は、「施設サービスにおいて、既に介護認定が下りている者は、入所当日からは、基本的に何に基づきサービスを提供するのか分かる情報」について記載された行政文書の公開を請求しているが、本件請求に関し実施機関において関係する事務は、請求人の子が平成28年4月11日付けで提起した請求人の介護施設サービス利用に係る住民監査請求（以下「本件住民監査請求」という。）のみである。
- (3) 本件住民監査請求は、介護保険法第22条第3項に定める偽りその他不正の行為に該当するかどうか争点である事案であったため、実施機関は、本件請求に係る情報を必要とせず、本件行政文書を作成及び取得していないため、行政文書不存在と決定したものである。

- (4) 住民監査請求に係る事務において、実施機関は請求に関する様々な事項を調査するが、その全てを監査の結果に記載するわけではなく、その必要性や合理性に基づき実施機関が判断する。同様にその他の行政文書に記載するかどうかも実施機関が判断する事柄である。したがって、監査の決定にあたり判断を要しないものについて、監査の結果及びその他の行政文書に記載及び記録しなかったとしても不自然な点はない。
- (5) 請求人は、審査請求書では老健施設条例に、意見書では住民訴訟準備書面に、それぞれ本件請求に係る情報が記載されていると述べているが、老健施設条例は、実施機関の所管する条例ではない。また、住民訴訟準備書面は、高崎市長が裁判所に提出した書面であり、業務上必要のない裁判の書類を実施機関は取得していない。

第5 審査会の判断

1 争点

「行政文書を保有していない」という類型には、①そもそも作成又は取得していない、②作成又は取得したが保存期間満了等により廃棄済み、③公開請求の対象となる「行政文書」ではないという3つの場合があるが、実施機関は①の作成も取得もしていないと主張しているので、本件行政文書が、実施機関における事務処理において、作成し又は取得されたか否かを検討する。

(1) 本件行政文書について

実施機関は、本件請求に記載の住民訴訟準備書面については、高崎市長が裁判所に提出した書面であるため所持していないが、請求人が監査委員からの公開を希望したため、市長部局への移送は行わなかった。実施機関における本件請求に係る事務は、本件住民監査請求のみであったため、本件行政文書を本件住民監査請求の事務遂行に係る行政文書と特定した。

(2) 本件処分について

(1) で特定した本件行政文書について、実施機関は、住民監査請求に係る監査の過程では様々な事項を調査するが、監査の決定にあたり判断を要しないものについて、監査の結果及びその他の行政文書に記載及び記録しなかったとしても不自然な点はなく、本件住民監査請求に係る決定を行うにあたり本件請求に係る情報を必要としなかったため、文書を作成及び取得しておらず、行政文書不存在と決定したという実施機関の説明に、特段の不自然な点は認められない。

(3) 老健施設条例及び住民訴訟準備書面について

請求人は、老健施設条例及び住民訴訟準備書面に本件請求に係る情報が記載されていると主張するが、老健施設条例を所管する部署は市長部局であることから、実施機関が当該条例に関し、行政文書公開請求に係る決定を行うことは適当とは言えない。

また、住民訴訟準備書面を作成した部署は、訴訟に関する事務を所管する市長部局であり、業務上必要のない裁判の書類を、実施機関は取得しておらず、実施機関に当該文書は存在しないという、実施機関の説明に特段の不自然な点は認められない。

(4) 審査会の調査について

審査会は、実施機関に対して条例第22条第4項に基づく調査を実施し、監査委員事務局において本件行政文書の保有の有無を確認したが、特定すべき行政文書の存在は確認できなかった。

2 結論

以上のことから、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

3 審査会の意見

本件請求は、監査委員にあてて提出されたものではあるが、条例第14条第1項で、「実施機関は、公開請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるとき又は他の実施機関において公開決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。」と規定していることから、たとえ請求人が監査委員からの公開決定を望んでいたとしても、実施機関は、本件行政文書及び当該行政文書の事務担当課を特定し、他の実施機関へ事案を移送することも可能であった。

情報公開制度は、行政がその保有する情報をできる限り明らかにすることによって、住民との協働により、より公正で民主的な行政運営を図るというものである。行政文書の公開を請求しようとする者は、その権利を正当に行使するとともに、実施機関においては、公開請求者からの聞き取り等により行政文書の特定を図るなど、制度の趣旨に則った適正な対応に努めるべきであり、公開請求者と実施機関双方の協力により、本制度が円滑に運用されることを期待する。

審査会の経緯（行政文書公開請求）

年 月 日	審 理 経 過 等
平成30年 3月 7日	諮問
平成30年 3月26日	請求人からの意見書を受領
平成30年 3月29日 平成30年 8月 8日 平成30年11月15日	調査、審議
平成30年12月20日	答申調整
平成31年 2月 7日	答申

高崎市情報公開審査会委員

会 長	阿部 圭司
副会長	田島 義康
委 員	有賀 長規
委 員	竹内 健
委 員	越澤 恭行